

国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における アカデミック・ディスカウント（大学等の研究者、大学等）の要件詳細

2019年3月

2019年4月1日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び2019年4月1日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となるアカデミック・ディスカウント（大学等の研究者、大学等）の要件は以下のとおりです。

申請日（提出日）において、以下に該当すること

（1）大学等の研究者

以下の（a）、（b）、（c）のいずれかに該当する者であること

（a）学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）

(b) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者

(c) 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」）の長またはその職員のうち専ら研究に従事する者

(2) 大学等

以下の(a)、(b)、(c)のいずれかに該当する者であること

(a) 大学を設置する者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人等）

(b) 高等専門学校を設置する者（独立行政法人国立高等専門学校機構等）

(c) 大学共同利用機関法人

[更新日 2019年3月1日]

お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[お問い合わせフォーム](#)